

青 運 整 第 2 8 号
平成 3 1 年 4 月 1 9 日

青森県内運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長

バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

標記について、自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので、了知願います。

【機密性2】

20190411_東自保_通達_10年

東自保第 9 号
平成31年4月11日

青森運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

標記について、平成31年4月10日付け国自安第1号の3により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

31.4.12

24

別 添

国自安第1号の3
平成31年4月10日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

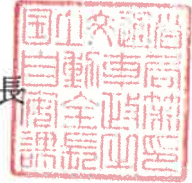
標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内
関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



国自安第1号
平成31年4月10日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、運行の定時性その他の利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「運行時間に気を取られ、急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとな」ることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

国 自 安 第 1 号
平成31年4月10日

一般社団法人公営交通事業協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、運行の定時性その他の利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「運行時間に気を取られ、急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとな」ることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

国自安第1号の2
平成31年4月10日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

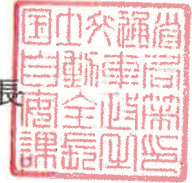
本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴連合会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとな」ることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

国自安第1号の2
平成31年4月10日

一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちな」ことを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

国自安第1号の2
平成31年4月10日

一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

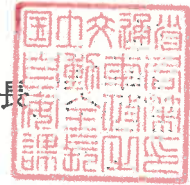
本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとなることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

国自安第1号の2
平成31年4月10日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとなることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

国自安第1号の2
平成31年4月10日

一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとなることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。